

被扶養者における海外居住者の認定要件が一部改正されました

地方公務員等共済組合法の改正により、被扶養者の要件に国内居住要件が令和2年4月1日より追加されました。

これにより、海外に居住している被扶養者は令和2年4月1日で被扶養者の取消しとなりますが、例外として下表に該当する者は引き続き認定となります。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に、当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの
(例)
 - ・海外赴任中に生まれた組合員の子ども
 - ・海外赴任中に現地で婚姻した配偶者
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

また、以下のビザで滞在している被扶養者も、令和2年4月1日で取消しとなります。

- ・日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日したもの
- ・日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日したもの